

徳島県告示第八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和二年二月十二日徳島県議会の議決を経た令和元年度徳島県一般会計補正予算（第四号）及び令和元年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第二号）の要領を次のとおり公表する。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）